

(仮称) 米沢市立南西中学校新設設計業務における共同設計方式実施要領

(目的)

第1条 この要領は、本市が発注する(仮称)米沢市立南西中学校新設設計業務(以下「業務」という。)において、より品質に優れた業務の実現を図るため、各々の優れた技術力を結集し、双方が対等の立場で共同して業務を履行するための措置を実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象業務)

第2条 本業務は、(仮称)米沢市立南西中学校新設設計業務公募型プロポーザルにおいて、設計共同体として参加した者に適用する。

(設計共同体の構成)

第3条 設計共同体は、次の各号に掲げる要件を満たす者が自主的に結成するものとする。

- 1 設計共同体を構成する者(以下「構成員」という。)の数は、山形県内に本社所在地を置く建築士事務所を含めた2者で構成するものとする。
- 2 同一の業務案件において、1構成員が、2以上の設計共同体の構成員となることはできない。
- 3 設計共同体の代表者たる構成員(以下「代表者」という。)は、業務遂行能力、業務量、出資比率等にかかわらず、構成員間において決定するものとする。
- 4 代表構成員は、(仮称)米沢市立南西中学校新設設計業務公募型プロポーザル実施要領(以下「プロポーザル実施要領」という。)8(1)ア①～⑩に掲げるすべての条件を満たすものとする。
- 5 構成員は、プロポーザル実施要領8(1)ア①～⑧及び⑩に掲げる条件を満たすものとする。

(設計共同体協定書)

第4条 構成員は、設計共同体の運営形態等を明確にするため、設計共同体協定書(別記様式第1号。)を作成し、各構成員が1通ずつ保有するとともに、代表者は、当該「設計共同体協定書」1通を市長に提出するものとする。

(構成員の業務分担等)

第5条 業務委託料の総額に対する、各構成員が担当する分担業務及び協力業務の価額(以下「業務額」という。)の割合については、技術者を適正に配置し得る業務規模を確保するため、構成員について2割を下回らないこととする。この場合において、各構成員の業務額については、次条に規定する運営委員会において定め、設計者の特定後、契約

を締結するまでの間に、「設計共同体協定書第8条第2項に基づく業務額について」（別記様式第2号）を作成し、各構成員が1通ずつ保有するとともに、代表者は、当該「設計共同体協定書第8条第2項に基づく業務額について」1通を市長に提出するものとする。

（運営委員会）

第6条 設計共同体は、構成員全員をもって組織する運営委員会を設け、業務を履行するものとし、発注者の求めるところにより履行状況を報告するものとする。

（代表者の機能）

第7条 市は、業務の委託料の支払その他の契約に係る全ての行為について、設計共同体の代表者を相手方として行うものとする。

2 設計共同体の構成員（代表者を除く。）は、市に対して行う委託料の請求その他の契約に係る全ての行為を、当該設計共同体の代表者に委任するものとする。

（存続期間）

第8条 委託業務の契約の相手方となった設計共同体の存続期間は、原則として、当該契約の履行完了後3月を経過する日までとし、市が必要と認める場合は、当該契約の履行完了後12月を経過する日まで延長することができるものとする。ただし、存続期間満了後において当該委託業務について契約不適合があったことが判明した場合は、各構成員は、連帯してその責を負うものとする。

2 委託業務の契約の相手方とならなかった設計共同体は、当該契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。

（その他）

第9条 この要領に定めのない事項又はこの要領により難しい事項については、必要に応じ、その都度定めるものとする。

附 則 この要領は、令和4年4月6日から施行する。